

管理運営における注意事項について

令和5年（2023）年6月

障がい福祉課管理係

- 近年の省令改正や各種通知などから、事業所の管理運営においてご注意いただきたい点をまとめたものです。減算対象の項目や運営の可否に関わる項目もありますので、ご留意のほどお願いいたします。
- 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する資料については、郡山市公式ウェブサイトに掲載しております。

[トップページ](#) > [組織でさがす](#) > [保健福祉部](#) > [障がい福祉課](#) > [令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する説明会の開催について](#)

1-1 サービス管理責任者等の研修制度改革について

対象サービス：療養介護、生活介護、施設入所支援、自立生活援助、共同生活援助、
自立訓練（機能・生活）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援
児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

<概要>

・平成30年の改正により、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者は基礎研修とその後の実務経験、実践研修を修了しないと1人目としての配置が不可となった。

（経過措置は令和3年度末で終了）

また、旧研修修了者もその後5年以内に更新研修を修了しないとサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の資格を失効する。

（令和5年度の研修を修了しないと失効）

<注意点>

- ・ **R元～3年度までの基礎研修修了者で配置要件の実務経験がある者**
⇒ 3年間は1人目のサービス管理責任者等として配置可能（この期間内に実践研修を修了）
- ・ **R4年度以降の基礎研修修了者**
⇒ 2年以上の実務経験と実践研修を修了しないと1人目のサービス管理責任者等として配置できない
- ・ 今年度の更新研修を申込された方は、通知された日程を忘れずに必ず受講すること（失念して受講しなかった場合、救済措置がない可能性があるため）

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（サービス管理責任者等）の経過措置終了について

旧制度適用期間

～H31(2019).3.31

旧研修受講者は
5年ごとの更新研修を受講し
サービス管理責任者等として
配置・継続配置可能



経過措置期間

H31(2019).4.1～R4(2022).3.31

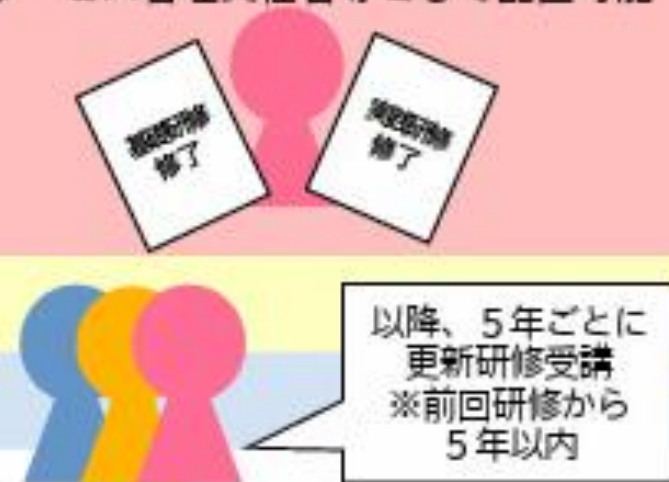
この期間の基礎研修受講者は
3年以内に実践研修受講を要件に
サービス管理責任者等として配置可能



新制度適用期間

R4(2022).4.1～

この期間の基礎研修受講者は
実務経験2年+実践研修を修了してから
サービス管理責任者等として配置可能



1-2 サービス管理責任者等の研修制度改正について

<ポイント>

- ・実務経験を満たし基礎研修を修了した者は、2年以上の実務経験と実践研修（5年以内に受講）を修了した後に1人目のサービス管理責任者等として配置可能になる。
- ・基礎研修を修了した者は2人目のサービス管理責任者等（計画の原案作成のみ可能）として配置することが可能である。なお、2年以上の実務経験は2人目のサービス管理責任者等・直接処遇職員のどちらでも差し支えない。（モニタリングしないため両方の兼務も可能）
- ・平成31年度までに旧研修を修了した者は、令和5年度末までに更新研修を修了しなければならない。なお、実践研修を修了した者・更新研修を修了した者のどちらもその後5年以内に次の更新研修を修了する必要がある、その後も更新研修の翌年から5年以内に更新研修を修了し続けないとサービス管理責任者等としての資格を失効する。（新たな配置をする場合や指定更新の際に修了の有無を確認予定）

1-3 サービス管理責任者等の研修制度改正について

【1】実務経験要件（配置に関する）

・条件により年限が異なる。（次ページ・詳細は告示を参照。）

①法、②保有する資格及び③従事経験の業務内容による。

【2】研修修了要件

1) 取得: 基礎研修、実践研修を修了

2) 維持: 実践研修修了の翌年度から5年間の間に1度更新研修を修了

❖研修受講においても実務経験要件あり。

❖研修の受講に関する実務経験要件

1. 基礎研修: サービス管理責任者等としての実務経験要件を満たす2年前から受講可。

2. 実践研修: 基礎研修修了後、実践研修受講開始日前5年間に、通算して2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者。

3. 更新研修: ①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員の実務経験又は②現にこれらの業務に従事していること。

サービス管理責任者の要件となる実務経験について

サービス管理責任者等の要件となる実務経験とは、下記の①から③のどれか1つの条件を満たすものである。

①	「相談支援の業務」及び「社会福祉主事任用資格者のある者による直接支援の業務」に従事した期間 「1号+2号の期間」≥ 5年
②	「社会福祉主事任用資格者のない者による直接支援の業務」に従事した期間 「3号の期間」≥ 8年
③	国家資格等のある者が、「相談支援の業務」及び「直接支援の業務」に従事した期間 「1号+2号+3号の期間」≥ 3年 かつ 「4号の期間」 ≥ 3年

1号	次のアからキに掲げる者が、相談支援の業務(註1)その他これに準ずる業務に従事した期間
ア	地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、その他これらに準ずる事業(障害児(者)地域療育等支援事業、市町村障害者生活支援事業)の従事者
イ	児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者(保健所、市町村役場の従業者)
ウ	障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、生活保護法の更正施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者(身体障害者更生施設、知的障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、知的障害者授産施設、知的障害者通働寮、身体障害者福祉ホーム、知的障害者福祉ホーム、障害児施設の従業者)
エ	障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者
オ	特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者(特別支援教育コーディネーター、特別支援学級で主に相談支援の業務に従事した者)
カ	保険医療機関の従業者又はこれに準ずる者(社会福祉主事任用資格者及び訪問介護員2級(介護職員初任者研修)以上に相当する研修の修了者、第4号に掲げる資格を有する者、第1号のアからオに掲げる従事者及び従業者の期間が1年以上の者に限る)
キ	その他、上記アからカの業務に準ずると知事が認めた業務に従事した者

2号	次のアからカに掲げる者であって社会福祉主事任用資格者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したと認められる者、児童指導員任用資格者、保育士又は精神障害者社会復帰指導員任用資格者(以下「社会福祉主事任用資格者等」という)が、直接支援の業務(註2)に従事した期間
ア	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床その他これらに準ずる施設(身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、障害児施設、精神障害者社会復帰施設、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通働寮、知的障害者福祉ホーム)の従業者
イ	障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業(旧児童デイサービス事業を含む)、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者(改正前の身体障害者居宅介護事業、知的障害者居宅介護事業、児童居宅介護事業、精神障害者居宅介護事業、身体障害者デイサービス事業、知的障害者地域生活援助事業、精神障害者地域生活援助事業、知的障害者地域生活ホーム事業、公的な補助金又は市町村等の委託により運営されている小規模作業所の従業者)
ウ	保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者
エ	特例子会社、重度障害者多数雇用事業所その他これらに準ずる施設の従業者
オ	特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者(特別支援教育コーディネーター、特別支援学級において直接支援の業務に従事した者)
カ	その他、上記アからオの業務に準ずると知事が認めた業務に従事した者
3号	第2号アからオに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務(註2)に従事した期間
4号	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む)又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

※注) ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。例えば5年以上の実務経験であれば業務に従事した期間が5年以上でありかつ実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

※注1) 相談支援の業務：身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

※注2) 直接支援の業務：身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練当」という。)を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務をその他の職業訓練や職業教育等の業務

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験について

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験は下記①から③のどれか1つの条件を満たす者である。

①	「相談支援の業務」及び「社会福祉主事任用資格者等が直接支援の業務」に従事した場合 「1号+2号の期間」≥ 5年 かつ 「1号+2号の期間」-「第3号の期間」≥ 3年
②	「社会福祉主事任用資格者等でない者が直接支援の業務」に従事した場合 「4号の期間」≥ 8年 かつ 「4号の期間」-「5号の期間」≥ 3年
③	国家資格等のある者が、「相談支援の業務」及び「直接支援の業務」に従事した場合 「1号+2号+4号の期間」-「第3号+5号の期間」≥ 3年 かつ 「6号の期間」≥ 5年

2号	次のアからカに掲げる者であって社会福祉主事任用資格者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したと認められる者、児童指導員任用資格者、保育士又は精神障害者社会復帰指導員任用資格者（以下「社会福祉主事任用資格者等」という）が、直接支援の業務（※2）に従事した期間
ア	障害者支援施設、障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床その他これらに準ずる施設（身体障害者更生施設、身体障害者療養施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、障害児施設、精神障害者社会復帰施設、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通達寮、知的障害者福祉ホーム）の従業者
イ	障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業（旧児童デイサービス事業を含む）、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業並びに子育て援助活動支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者又はこれに準ずる者（改正前の身体障害者居宅介護事業、知的障害者居宅介護事業、児童居宅介護事業、精神障害者居宅介護事業、身体障害者デイサービス事業、知的障害者地域生活援助事業、精神障害者地域生活援助事業、知的障害者地域生活ホーム事業、公的な補助金又は市町村等の委託により運営されている小規模作業所の従業者）
ウ	保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者
エ	特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者
オ	学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者（特別支援教育コーディネーター、特別支援学級において直接支援の業務に従事した者）
カ	その他、上記アからオの業務に準ずると知事が認めた業務に従事した者
3号	老人福祉施設、救護施設、更正施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれらに準ずる者が、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間 老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等である者が、直接支援の業務（※2）に従事した期間
4号	第2号アからカに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務（※2）に従事した期間
5号	老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務（※2）に従事した期間

6号	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間
----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※注）ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。例えば5年以上の実務経験であれば業務に従事した期間が5年以上でありかつ実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

※注1）相談支援の業務：身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

※注2）直接支援の業務：身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下訓練等）という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他の職業訓練又は職業教育に係る業務

2 新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いの変更について

<概要>

・令和5年4月28日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について」及び令和5年5月29日付けこども家庭庁事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて（令和5年5月29日版）」が発出され、コロナ禍の状況で認められてきた取扱いが変更または終了となっている場合があるので、十分に理解して支援にあたること。

[厚生労働省発出文書はこちらから](#)（障害福祉サービス等全般・厚生労働省ウェブサイト）

[こども家庭庁発出Q&Aはこちらから](#)（障害児通所支援事業所・WAMNETウェブサイト）

3 令和3年度報酬改定の経過措置終了について

<概要>

- ・令和3年度報酬改定で各事業所の対応が必要となった事項について、経過措置が既に終了している事項や今年度末で終了になる事項があるため注意すること。

運営に関する事項	その内容	経過措置	対象サービス
感染症対策の強化に係る取組み	委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施等	R6.3.31まで	全サービス
業務継続に係る取組み	計画の策定、研修の実施、訓練の実施等	R6.3.31まで	全サービス
虐待防止に係る取組み	委員会の開催、研修の実施等 <u>(運営規程に記載必要)</u>	R4.3.31まで <u>※終了</u>	全サービス
身体拘束等の適正化に係る取組み	委員会の開催、指針の整備、研修の実施等 <u>(指針未整備の場合減算)</u>	R4.3.31まで <u>※終了</u>	自立支援・就労定着・相談系 <u>以外</u> のサービス

4-1 児童指導員等加配加算

対象サービス：児童発達支援、放課後等デイサービス

<概要>

- ・令和5年3月30日付厚生労働省事務連絡「障害児通所支援における児童指導員等加配加算の取扱いについて」が発出され、Q&Aが追加されたことから、算定に当たって要件を再度確認すること。

<具体的内容>

- ・この加算は「指定基準上必要な人員に加えて加配」している場合に算定するものであることから、管理者や児童発達支援管理責任者が欠如している場合には算定できない。
- ・児童発達支援管理責任者は常勤での配置が指定基準であるため、休暇を取った場合でも算定することは可能。ただし、児童指導員または保育士のうち指定基準上必要な人数についてはサービス提供時間を通じて配置が必要であるため、考え方が異なる点に注意すること。
- ・加配対象職員が常勤職員の場合、有給休暇等を取得するときは欠如としては扱わない（常勤換算として計上できる）ので、1週間を通じて常勤換算で1人以上の配置がされているなら、1週間の各日の請求において児童指導員等加配加算を算定することは可能。ただし、暦歴で1ヶ月を超える休暇はこれに当たらないので注意すること。

4-2 児童指導員等加配加算

<概要>

- ・定員超過利用減算に係らない範囲で定員超過した場合、指定基準上必要な配置人数が変わる点に注意すること。この場合、配置している人数等によっては加配加算を請求できない日が発生する。

定員10人の場合	～10人まで	11～14人 (超過減算対象外)	15人 (超過減算対象)	16～20人 (超過減算対象)
指定基準上必要な人数	常時2人	<u>常時3人</u>		常時4人
加配加算対象職員	常勤換算1.0人	常勤換算1.0人		常勤換算1.0人
加配加算算定可能な職員数	常勤換算3.0人	常勤換算 <u>4.0</u> 人		常勤換算5.0人

5 定員超過利用減算・感染症対策指針

<障害児通所支援における定員超過利用減算>

対象サービス：児童発達支援、医療型児童発達支援、
放課後等デイサービス

- ・定員超過利用減算の考え方について今一度整理すること。
- 令和4年2月28日付厚生労働省事務連絡
「障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて」

障害福祉サービスも
同様の考え方であることから
参照すること

<感染症対策指針の作成について>

対象サービス：全サービス

- ・令和6年4月から感染症対策指針の整備が義務となるため、早めの整備を心掛けること。
- 令和4年5月12日付厚生労働省事務連絡
「障害福祉サービス事業所等における感染症対策指針作成の手引きについて」

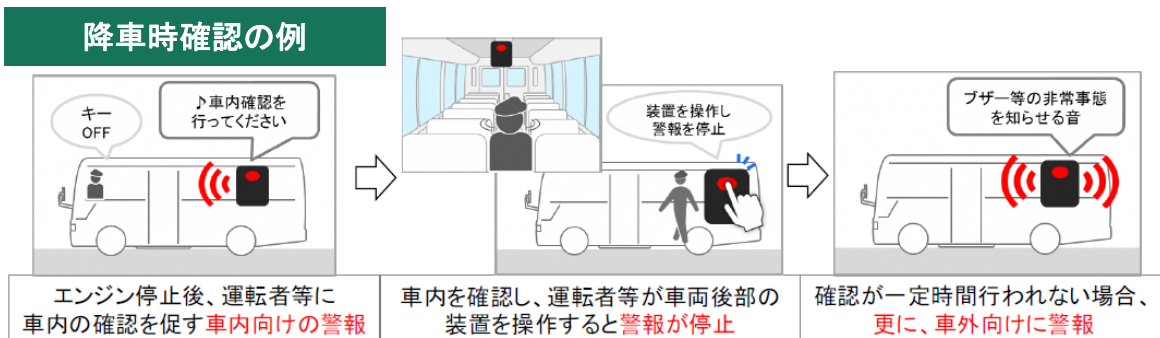
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴う 6 自動車を運行する場合の児童の安全について

- ①児童の乗車及び降車の際に点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。
- ②児童の送迎を目的とした自動車(3列シート以上の座席を有するもの)を日常的に運行するときは、国土交通省策定「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合する安全装置を備え、児童の所在確認を行わなければならない(児童の降車の際に限る)。

**令和5年
4月より
義務化**

令和4年10月18日付け郡障第2299号
郡山市障がい福祉課長通知に添付した
「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」参照のこと。

※自動車の安全装置については、令和5年6月末までに可能な限り設置するよう国から求められている。



こどものバス送迎・安全徹底マニュアル

※本マニュアルは、保護者、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校におけるバス送迎に当たり、こどもの安全・健康の確保・降車のための安全管理の徹底に関するマニュアルです。

みんなの点呼で
幼い生命を守る。

令和4年10月12日
内閣官房
内閣府
文部科学省
厚生労働省

- (安全管理の体制づくり)
- 送迎時の具体的な手順と役割分担を定めたマニュアル等を作成している。
 - 出欠確認を行う時間、記録や共有方法等のルールを定めている。
 - 運転手の他に職員が同乗する体制を作っている。
 - 定期的に研修等を実施している。
 - マニュアル等について全職員に周知・徹底している。
 - マニュアル等を送迎用バス内、又は全職員が分かる場所に設置している。
※通常送迎用バスを運転・同乗する職員とは別の職員等が対応する場合に備え、運転・同乗する職員以外の職員も研修の参加対象とすることが必要です。
 - ヒヤリ・ハットを共有する体制を作っている。
 - 送迎用バスの運行を外部業者に委託している場合は、園で運行する場合と同様の安全管理体制を敷いているか確認している。
- (保護者との連絡体制の確保)
- 保護者に、欠席等の理由により送迎用バスを利用しない場合の園への連絡の時間や方法等のルールを伝えている。
 - 園の送迎用バスのマニュアルを保護者と共有している。
※園の取組を保護者に伝え、日頃から理解・協力を得ることが大切です。
- (園長の責務)
- 園長は現場の責任者として、高い意識を持って、こどもの命を守るための安全管理に取り組んでいる。
 - 園長は、職員相互の協力体制を築き、職員とともに安全管理に取り組んでいる。

「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル(一部抜粋)」

7-1 各種届出・検査・報告について

<指定事項変更届出及び介護給付費等算定に係る体制等届出について>

届出書	届出内容	提出期日		様式
指定事項変更届出書	指定事項に変更があったとき (届出書にある項目)	変更があった日から10日以内 (事前可) ※事業所移転などは事前に要相談 (指定要件を満たすか確認が必要)		者：第51号様式の6 児：第9号様式の23 ※付表や添付書類も
介護給付費等算定に係る体制等届出書	加算の変更時 前年度実績に伴う基本報酬・加算は例年4月に届出(変更なくても必要)	新規算定・区分変更 (報酬が上がる)	15日までの届出で翌月から算定可 (15日を過ぎたら翌々月から算定)	様式14 様式14-1 様式14-2 各種届出書 添付書類
		算定終了・区分変更 (報酬が下がる)	すみやかに (誤った請求をした場合過誤調整となるため、判明時点ですぐ届出)	

7-2 各種届出・検査・報告について

<業務管理体制確認検査の実施>

業務管理体制の整備が適切に行われているかどうか、対象の障害福祉サービス事業者に対し、確認検査を行います。

検査実施時期：令和5年8月予定

検査方法：書面検査

対象事業所に別途通知します。

※市ウェブサイトを参照願います。

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/65/5481.html/>

7-3 各種届出・検査・報告について

<障害福祉サービス等情報公表制度に係る報告について>

①目的

利用者の権利擁護及びサービスの質の向上等に資する情報提供の環境整備を図る。

②対象事業所 本市から指定を受けている全ての事業所

③報告方法

独立行政法人福祉医療機構の総合情報サイト（WAMNET）上の「障害福祉サービス等公表システム」により報告

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/>

③報告期限 令和5年7月31日（月）

④公表時期 令和5年9月から

※市ウェブサイトも参照願います。

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/65/5384.html>

7-4 各種届出・検査・報告について

<要配慮者利用施設における避難確保計画について>

水防法・土砂災害防止法の一部改正

浸水想定区域・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者に次のことを義務付け

- ①避難確保計画の作成
- ②避難訓練の実施

※要配慮者利用施設とは

障害福祉サービス等事業所を含む社会福祉施設、学校、医療機関など防災上の配慮を必要とする方々が利用する施設

- ①避難確保計画の作成

水害や土砂災害が発生するおそれがある場合に、利用者が円滑・迅速に避難できるよう必要な事項を定めた計画

- ①防災体制 ②避難誘導 ③施設の整備 ④防災教育・訓練の実施 ⑤自衛水防組織の業務
- ⑥その他必要な措置



避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、市町村長へ報告

避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者に対して、市町村長は必要な指示を行う。

⇒正当な理由なく指示に従わないときは、市町村長はその旨を公表できる。

※避難確保計画の当市への報告については、改めて文書でお知らせします。

②避難訓練の実施

避難確保計画に基づき実施（原則年1回以上）

避難訓練結果を市町村長へ報告



8-1 新型コロナウイルス感染症の取扱い変更について

<陽性者の報告方法>

1. 福祉施設等からのコロナに関する報告は次の基準で障がい福祉課及び保健所に行く。

①死亡または重篤患者が1週間に2名以上発生した場合

②入所者・職員合わせて10名以上（または全利用者の半数以上）発生した場合

③ ①②に該当しない場合でも特に施設長が報告を必要と認めた場合

※ 保健所へ①～③の報告をする場合には「施設概要調査票」をメールまたはFAXで提出

2. 入所者の療養期間の決定、入院調整について

○療養期間は主治医または施設嘱託医に相談・確認する。

○入院調整は主治医・嘱託医が行う。ただし、対応困難な場合に医師の指示で保健所へ相談可能。

【入院調整 対応時間】 平日8:30～17:15 土日祝日9:30～15:00

連絡先電話番号924-2163

3. 感染対策等に関する相談は、保健所保健・感染症課感染症係へ。

平日8:30～17:15 連絡先電話番号924-2163

8-2 新型コロナウイルス感染症の取扱い変更について

<各事業所のマニュアル見直し>

コロナ禍中作成された各感染症マニュアルについて、現状の取扱いに沿った内容になっているか再度確認をすること。

届出は不要だが、連絡先等古い情報が掲載されたままになっていないか、事業所内で感染症発生時に適切な対応が取れるか等の見直しを図り、従業員へ再度周知すること。

9 事業所に掲示またはウェブ等で公表すべきものについて

利用者が事業所を選ぶ時の参考になるよう、掲示または公表の必要がある。

<事業所内の利用者から見えやすいところに掲示するもの>

- ・ 指定（更新）通知書 ⇒ 入口付近など、すぐ分かる場所に必ず掲示
- ・ 運営規程
- ・ 苦情処理概要
- ・ 虐待防止・身体拘束適正化マニュアル

綴って利用者が手に取れる場所に置くなども可

<ウェブ等で公表すべきもの（ウェブ以外でも可）>

- ・ A型スコア表（就労継続支援A型のみ）
- ・ 自己評価結果（児童発達支援・放課後等デイサービスののみ）
- ・ 加算で公表することが要件となっているもの

例) ピアサポーター等研修修了者
処遇改善加算の見える化要件

ピアサポート体制加算（特定相談・障害児相談）
行動障害支援体制加算（特定相談・障害児相談）
要医療児者支援体制加算（特定相談・障害児相談）
精神障害者支援体制加算（特定相談・障害児相談）

等